

共同吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条及び会社法施行規則第 201 条に基づく書面)

2026年12月30日

吸収分割会社：ユニチカ株式会社

吸収分割会社：日本エステル株式会社

吸収分割承継会社：ユニチカエステル株式会社

2025年12月30日

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカ株式会社

代表取締役 藤 井 実



愛知県岡崎市日名北町4番地1

日本エステル株式会社

代表取締役 古 賀 裕 久



大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカエステル株式会社

代表取締役 藤 井 実



共同吸収分割に係る事前開示事項

ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」といいます。）、日本エステル株式会社（以下「日本エステル」といいます。）とユニチカエステル株式会社（以下「ユニチカエステル」といいます。）は、2025年11月4日付けで締結した「共同吸収分割契約書」（以下「本共同吸収分割契約書」といいます。）を締結し、2025年12月30日を効力発生日として、ユニチカ及び日本エステルを吸収分割会社、ユニチカエステルを吸収分割承継会社とする共同吸収分割（以下「本件共同吸収分割」といいます。）を行いました。

本件共同吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めによる開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件共同吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号、同第201条第1号）

2025年12月30日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

【ユニチカ】

- （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件共同吸収分割では、ユニチカにおいては、会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条のただし書の規定により、ユニチカの株主は本件共同吸収分割につき、差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

本件共同吸収分割では、ユニチカにおいては、会社法第 784 条第 2 項の規定による簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条のただし書の規定により、ユニチカの株主は本件共同吸収分割につき、差止請求をすることができません。

② 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）

ユニチカは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

③ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

ユニチカは、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っていません。

【日本エステル】

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

会社法第 784 条の 2 の規定による本件共同吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

日本エステルは、2025 年 12 月 9 日に株主に対する通知を行いましたが、株式買取請求行使期間までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）

日本エステルは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

③ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

日本エステルは、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定による本件共同吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ、同第 201 条第 3 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

ユニチカエステルは、2025 年 12 月 9 日に株主に対する通知を行いましたが、株式買取請求行使期間までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

② 債権者異議手続（会社法第 799 条）

ユニチカエステルは、会社法第 799 条の規定に基づき、2025 年 11 月 25 日付の官報に公告し、知れたる債権者への催告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条第 4 号）

ユニチカエステルは、本件吸収分割により、効力発生日である 2025 年 12 月 30 日をもって、本件吸収分割契約書に定める権利義務をユニチカ及び日本エステルから承継しました。

5. 会社法第 923 条の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条第 5 号）
2026 年 1 月 5 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、第 201 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上

